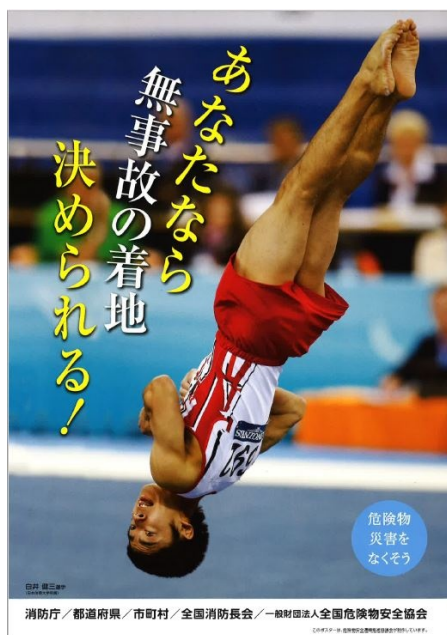


危険物安全週間

～ 平成29年6月4日(日)から10日(土)までの7日間 ～

危険物安全週間とは、石油類をはじめとする危険物の事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図るため、消防庁により平成2年から毎年6月の第2週の1週間を**危険物安全週間**と定められました。

これからの時期は、気温が高くなり危険物の自然発火による火災の危険性が高くなるため、取り扱いを間違えると一瞬にして大事故につながります。みなさん、危険物に対する正しい知識・取り扱いで、事故のない安全な生活を送りましょう。



モデル：白井健三 選手（体操）

～ 2017年度 危険物安全週間推進標語 ～

あなたなら
無事故の着地
決められる！

危険物とは？

消防法で定められたもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- 1 火災発生の危険性が高い
- 2 火災拡大の危険性が高い
- 3 消火の困難性が高い

* 私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・塗料・化粧品等があります。



©三郷市キャラクター

危険物は、適正な取扱いをお願いします！

事業所及び一般家庭において、ガソリン等の危険物は適合した容器に入れ、火気等から離すなど、適正な取扱いをお願いします。「買いだめ」等は、火災の発生・拡大が心配されるため、一定量を超えると届出や設備規制の対象となります。「買いだめ」は、極力控えてください！